

訪問販売による消費者トラブルを防ぐために制定された「訪問販売法」が改正され、8年11月21日から施行されています。同法ではこれまで、訪問販売、通信販売、連鎖販売取引、ネガティブオプションの4つを規制対象としていましたが、今回の改正では、新たに「電話勧誘販売」が追加され、また「連鎖販売取引」についても規制を強化しました。

くらしの
情報

訪問販売法が

改正されました

8年11月21日
施行

商工課
(☎内線2218)

訪問販売法 ここがこう変わった

A 電話勧誘販売を新たに規制

電話勧誘販売とは

事業者が電話で勧誘を行うことにより商品等を販売する取引

対象となるケースは

- ①事業者が電話をかけて勧誘を行い、その電話の中で消費者が申し込みをするもの
- ②電話をいったん切った後、消費者が改めて電話や郵便で申し込みをするもの
- ③事業者が詐欺的な方法で消費者に電話を掛けさせて勧誘したもの

規制の内容は

①勧誘行為への規制

▶氏名などの明示等…電話勧誘するときは、初めに業者名と自分の名前を名乗り、勧誘する商品の種類も告げなければいけない

▶再勧誘の禁止…契約を断っている人に勧誘を続けたり、再び勧誘してはいけない

②書面交付の義務

契約内容を記載した書面を、契約申込者に対して速やかに渡さなければいけない

③禁止行為

事実でないことをいったり、脅したり不安がらせたり、困らせたりしてはいけない

④クーリングオフ制度の導入

消費者は、契約書面を受けとってから8日間は無条件で契約解除ができる



B 連鎖販売取引(マルチ商法)の規制強化

連鎖販売取引(マルチ商法)とは

一定額(2万円)以上の加送料、商品購入などの負担をして販売員になった人で構成されるピラミッド型の組織を通じて商品の販売などをする仕組み。自ら勧誘した下位の人の販売額に応じて一定の利益を受け取ります。

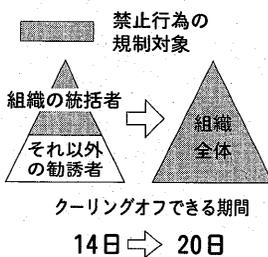
規制の強化内容は

①禁止行為の対象者を拡大

事実でないことを言ったり、脅したり不安がらせたり、困らせたりする行為の禁止が連鎖販売をする人全体に拡大されました

②クーリングオフ期間の延長

無条件で契約解除できる期間を14日から20日に延長



最後に この改正で訪問販売への規制が拡大され、クーリングオフによる救済制度の範囲・日数も広がりました。しかしこの制度はあくまでも事後救済のためのもの。契約するつもりのないときははっきりと「いりません」といしましょう。

新手法の悪質商法に注意

消費生活
相談室から

商工課内・☎内線 2218

注文していない代金引き換えの郵便物に支払いを！

Q 便で自宅に荷物が届いた。家族の誰かが注文したものだと思い代金を払ったが、よく調べるとどれもその商品を注文してはいない。返金し

て欲しいのですが。A このような郵便局への信頼を逆手にとった悪質商法が最近見られるようになってきました。配達された郵便物は、受け取る前なら拒否できますが、いったん受け取ってしまうと、たとえ注文をしたものでなくても郵便局を通じて返

品することはできません。家族の確認が取れないときは、郵便局で保留扱いにしてもいいでしょう。また、通信販売などをよく利用する人は、あらかじめ受け取る家族に伝えておいてください。質問のケースですが、注文はしておらず、支払いは間違っていたとして送り主と交渉するしか方法はありません。また、よく似た商法で、商品を一方的に送り付けて請求書を同封していることもあります。このような場合も購入の意思がなければ支払いの義務はありません。しかし、商品が送られた日から14日間、業者に引き取りの請求をしたときはその日から7日間は商品を保管しておかなければいけません。その期間に業者が引き取りに来なければ処分は自由です。多様化する悪質商法にだまされない消費者にならしましょう。

リサイクル情報センター

通年
開設中

「まだ十分使えるが、もう使わなくなった」そんな品物はありませんか。このセンターは家庭で眠っている品物を別の家庭で有効に使ってもらうために設置しています。家庭で必要なくなつた

電化製品やペーパー用品、家具、レジャー用品などがあれば登録を。また品物を希望する人も登録を受け付けています。登録・問い合わせ：同センター(商工課内☎線2225)。

固定資産税

評価替えと地方税法改正案のお知らせ

問い合わせ 資産税課土地係 (☎内線2127)・家屋係 (☎内線2130)

平成9年度地方税制改正案が国会に提出され審議されます。この税制改正に伴ない、来年度の固定資産税の評価替えはどう変わるのか、そのあらましをお知らせします。

平成9年度は固定資産の評価替え

固定資産税とは、毎年1月1日(賦課期日)現在で土地、家屋、償却資産などの固定資産を所有している人が、その評価額に応じて、その資産のある市町村に納める税です。

固定資産の土地と家屋については、その評価額を3年ごとに見直します。これを評価替えと言い、9年度が次の評価替えの年度にあたります。

平成9年度の評価替えは、土地については、引き続き地価公示価格の7割の額をものに評価すること、家屋については、前回の評価替え以降3年間の建築物価の変動などを反映させることを基本としています。

S 土地

最近の地価動向と税負担

土地の価格には実際に取り引きされる価格のほか、公的な評価額として ①地価公示価格(国土庁土地鑑定委員会) ②地価調査価格(都道府県) ③相続税評価額(国税庁) ④固定資産評価額(市町村)がありますが、これら評価額には相当の格差がありました。

前回平成6年度の評価替えでは、土地について、公的土地評価の均衡を図るため、固定資産税の評価額を地価公示価格の7割にあたる額とした結果、それまでの評価額の数倍に上がりました。しかし、負担調整措置を行い実際の税額が急激に増えないようにしたため、課税標準額(税額を計算する基礎になる額)は評価額に比べ低く押さえられていました。

この3年間、大都市を中心とした都市部では地価下落が続いていて、宇治市でも評価額そのものは下がります。自治省の調査では、これまで負担調整措置が行われてきた影響で、土地の面積の96%程度は、まだ平成9年度評価替えによる評価額は平成8年度課税標準額を上回ると予想されています。

9年度評価額に対しこれまでどんな割合で税負担をしていたのか(9年度評価額に対する平成8年度課税標準額の割合)「負担水準」といいます)を見て、地域や土地によって相当のバラツキがあり、課税の公平性の観点から問題が生じています。

平成9年度の税制改正

土地については、「負担水準の均衡化」を図ることを基本的な考え方としています。負担水準の低い土地については、負担水準の割合による負担調整率を決め、緩やかに負担を増す一方、負担水準の高い土地は税負担を抑制し、地域間格差、各筆間格差をなくしていくというものです。

具体的には、商業地の宅地と住宅用地等について次のような税負担になります。

商業地等の宅地の税負担について

負担水準が80%を超す土地については、負担水準を80%とした場合の税額まで引き下げ、60%以上80%以下の土地については、一律据え置きます。一方、60%未満の土地については、負担水準に応じ、次の表1に掲げる負担調整率を乗じて得た額(前年度課税標準額×負担調整率×税率1.4%)を限度とするなどらかな

負担調整措置が行われます。

負担水準	負担調整率
80%超過	80%まで引き下げ
60 ~ 80%	1.00 (据え置き)
40 ~ 60%	1.025
30 ~ 40%	1.05
20 ~ 30%	1.075
10 ~ 20%	1.10
10%未満	1.15

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額}} \times 100(\%)$$

住宅用地の税負担について

負担水準が本則課税の80%^(*)以上の土地については一律に据え置きます。一方、80%未満となる土地については、負担水準に応じ、次の表2に掲げる負担調整率を乗じて得た額(前年度課税標準額×負担調整率×税率1.4%)を限度とするなどらかな負担調整措置が行われます。

※「本則課税の80%」とは、「住宅用地に係る課税標準の特例措置」により、評価額に対し小規模住宅用地については1/6×0.8×100=13.3%を、一般住宅用地については1/3×0.8×100=26.7%を意味します。

負担水準	負担調整率
100%超過	本則課税ととり引き下げ
80 ~ 100%	1.00 (据え置き)
40 ~ 80%	1.025
30 ~ 40%	1.05
20 ~ 30%	1.075
10 ~ 20%	1.10
10%未満	1.15

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額} \times \text{住宅用地特別率}} \times 100(\%)$$

(1/6または1/3)

著しい地価下落の臨時的な措置

このように、負担水準を考慮した課税となりますが、負担調整の対象になり税負担の増える土地であっても次の要件を両方満たす場合は、税額を据え置きます。

- ①その土地の負担水準が全国平均以上であること。(商業地等の宅地は45%以上、小規模住宅用地は55%以上、一般住宅用地は50%以上)
- ②その土地の平成8年度の課税標準額に対する9年度評価額の下落率が全国平均(25%)以上であること。

$$\text{評価下落率} = \frac{\text{平成8年度評価額} - \text{平成9年度評価額}}{\text{平成8年度評価額}} \times 100(\%)$$

平成10年度・11年度での価格の修正

地方税法では、固定資産税の評価額は、基準年度(平成9年度が該当)の価格を3年間据え置くことになっていますが、平成10年度・11年度もさらに地価に関する諸指標から下落傾向が見られる場合には、簡易な方法により価格に修正を加えることもあります。

S 家屋

家屋の評価替えは、再建築価格方式という評価方法で実施します。

これは、現在ある家屋と全く同じものを評価替えの年の1月1日時点で新築した場合に必要とされる建築費を求め、その価格に家屋の経過年数による減点補正率を乗じて算出するものです。仮に、物価が安定し、

建築資材費や労務費などの建築費用の上昇率が経過年数による減点補正率を下回るときは、評価額は前年度より低くなります。逆に、建築費用の上昇率が減点補正率を上回るときは前年度より高くなりますが、こうした場合は前年の価格に据え置かれることになります。

平成9年度の評価替えでは、現行の評価基準(再建築費評点基準表)に現在の建築物価水準を反映するため、全般的に見直されました。

この改訂された評価基準により再建築価格を求めますと、木造でおおむね昭和49年以降建築の家屋、非木造でおおむね昭和56年以降建築の家屋の多くで前年度の評価額を下回ることになります。

なお、家屋はその種類や構造によって減点補正率や過去の評価替え時の上昇率が異なっているため、同じ建築年であっても評価額が下がる場合も、据え置きになる場合もあります。

S 都市計画税

都市計画税は、道路、公園、下水道などの整備に必要な費用に充てるため、都市計画区域内にある資産に課税される目的税です。

この都市計画税についても固定資産税での措置と同様の措置が行われます。

平成9年度 固定資産税の計算例

【例1・負担調整措置】
小規模住宅用地155㎡
平成8年度税額22,400円の場合
平成8年度評価額 27,997千円
平成8年度課税標準額 1,600千円(A)
平成9年度評価額 23,528千円(B)
これを左の式2に当てはめると

$$\text{負担水準} = \frac{(A)}{(B) \times (1/6)} \times 100 = \frac{1,600 \text{千円}}{3,921 \text{千円}} \times 100 = 40.8(\%)$$

この土地は小規模住宅用地で、左の表2、住宅用地の負担調整率表の40~80%にあたり、負担調整率は1.025です。これで計算すると
1,800千円(A)×1.025×税率1.4%=22,960円
になりますが100円未満を切り捨て、平成9年度税額は22,900円の増となります。

【例2・著しい地価下落の臨時的措置】
商業地宅地304㎡
平成8年度税額834,800円の場合
平成8年度評価額 170,932千円(C)
平成8年度課税標準額 59,630千円(D)
平成9年度評価額 109,243千円(E)
これを左の式1に当てはめると

$$\text{負担水準} = \frac{(D)}{(E)} \times 100 = \frac{59,630 \text{千円}}{109,243 \text{千円}} \times 100 = 54.5(\%)$$

この土地は商業地の宅地ですので、左の表1、商業地等の宅地の負担調整率表の40~60%に該当し、負担調整率は1.025です。これで計算すると
59,630千円(D)×1.025×税率1.4%=856,680円
になりますが、著しい地価下落の臨時的措置に該当し、税額は8年度の額に据え置かれます。従って平成9年度の税額は834,800円となります。
※①負担水準54.5%<全国平均45%以上に該当
②評価下落率 $\frac{(C) - (E)}{(C)} \times 100 = 35.7(\%)$
35.7%>全国平均25%以上に該当

固定資産税課税台帳縦覧期間が変更
9年度は4月3日(火)から22日(火)まで
評価替えと地方税法の改正(予定)のため、9年度固定資産税課税台帳の縦覧は4月3日(火)から22日(火)までになります。詳しくは3月21日号でお知らせします。

情報BOX

市役所の電話番号は ☎22-3141

所在地は 〒611 宇治琵琶33です

☎は問い合わせ・☎は申し込み
申し込み方法の書いていないものは
直接会場へお越しください。

福祉

■オストメイト(人工こう門・人工ぼうこう造設者の集い)

▷とき…2月22日(出)、午後1時～4時▷ところ…田辺町福祉会館
▷内容…社会復帰のための訓練と講習、相談会▷参加費…無料 園福祉総務課(☎内線2305)。

■神明学区福祉バザー

▷とき…3月2日(日)、午後1時～3時▷ところ…神明小学校 園社会福祉協議会(☎22-5650)。

■車いす介助方法講習会

▷とき…3月10日(日)、午後1時半～4時▷ところ…総合福祉会館
▷内容…車いすの操作方法や介助方法について▷対象…ボランティア活動に関わっている人、関心のある人▷参加費…無料▷定員…先着20人 園3月7日(日)までに社会福祉協議会(☎22-5650・FAX22-5654)。

■身体障害者等日常生活用具給付品目の追加

重度身体障害者に対する日常生活用具の給付に新たに下記品目が追加されました。▷品目・対象・限度額…①移動用リフト…下肢・

体幹障害者2級以上の人、15万9000円 ②歩行支援用具(住宅内の手すり、スロープ)…平衡・下肢・体幹障害で家庭内の移動に介助が必要な人、6万円 ③電磁調理器…18歳以上で重度の精神薄弱者、4万5400円 園福祉総務課(☎内線2305)。

■戦傷病者乗車券類引換証の交付

9年度分の交付請求を受け付けています。戦傷病者手帳を持ち引換証の交付を希望する人は、同手帳(身体障害者手帳を持っている人はそれも併せて)と印鑑を持って福祉総務課(☎内線2303)へ。

■宇治共同作業所まつり

▷とき…3月2日(日)、午前10時～午後3時▷内容…ステージ、模擬店、手作り製品販売、ミニバザーなど 園同所(☎32-2024)。

公民館

■木幡公民館

園同館(☎32-8290)。

〈オトウサン・オカアサンの勉強室〉▷とき…テーマ…下表のとおり。午前10時～正午▷対象…市

内在住の幼児を持つ親▷参加費…無料▷定員…先着30人。2歳以上の幼児保育(おやつ代1回100円必要)あり。

- 3/3 こどもの成長と家庭の役割
(例) 市教委指導主事 松田 キヨ子さん
- 3/7 育児不安をのりこえよう
(例) 花園大学教授 浜田 寿美男さん
- 3/11 社会の変化とこれからの子育て
(例) 京都文教大教授 清水 佐保子さん

〈お米を使ったシングルの料理講習会〉▷とき…2月25日(日)、午前10時～午後2時▷対象…一人暮らしの市民▷参加費…無料▷定員…先着25人。

■小倉公民館

園同館(☎22-4687)。

〈歴史講座「橋と道の歴史—交通路の変遷と宇治」〉▷とき…内容…下表のとおり。午前10時～正午▷参加費…無料▷定員…先着50人。

- 3/5 宇治橋と小倉橋
(例) 市歴史資料館職員 小嶋 正亮さん
- 3/12 宇治をめぐってネットワーク—古代から現代まで—
(例) 佛教大学講師 磯永 和貴さん
- 3/18 三石翁の絵と風景—芝川から宇治川へ—
(例) 佛教大学講師 磯永 和貴さん

催し

■植物公園の講習会

別園(☎45-0099)へ。材料費と同入園料が必要。

〈春蘭の作り方〉春蘭の育て方の講習、植え付け実習をします。▷とき…3月9日(日)、午後1時半～3時半▷材料費…2000円▷定員…先着30人。

〈コニファーの寄せ植え〉コニファーと春の草花で寄せ植えを作

ります。▷とき…3月23日(日)、午後1時半～3時半▷材料費…3000円▷定員…先着30人。申し込みは2月23日(日)から。

〈ハンジューのハンギングバスケット作り〉春らしい壁掛けバスケットを作ります。▷とき…3月30日(日)、午後1時半～3時半▷材料費…2500円▷定員…先着30人。申し込みは2月28日(日)から。

■難病個別相談(こう原病)

▷とき…3月4日(日)、午後1時～3時▷ところ…宇治保健所▷対象…こう原病患者かその家族▷費用…無料 園2月28日(日)までに宇治保健所(☎21-2191)。

■城南地域職業訓練センター

園同センター(☎46-0688)。

〈ワープロ初級ワードW3.1版〉▷とき…3月22日～4月26日の土曜、午前9時半～正午。6回▷受講料…9000円。

〈ワープロ初級ワードW95版〉▷とき…3月23日～4月27日の日曜、午後1時～3時半。6回▷受講料…9000円。

〈ワープロ初級—太郎W95版〉▷とき…3月26日～4月12日の水曜午後6時半～9時と土曜午前9時半～正午。6回▷受講料…9000円。

〈パソコン表計算初級エクセルW3.1版〉▷とき…3月23日～4月27日の日曜午前9時半～正午のコースか午後1時～3時半のコース。6回▷受講料…9000円。

〈パソコンWindows95〉▷とき…3月23日～4月27日の日曜午前9時半～正午。6回▷受講料…9000円。

■グルメリ教室「寿司づくり」

サバ寿司、巻き寿司を作ります。▷とき…3月12日(日)、午後1時半～4時▷ところ…生涯学習センター▷対象…市内に在住・在勤で18歳以上の入▷材料費…2000円▷定員…抽選で24人 園往復はかきに「グルメリ教室受講希望」、住所、氏名、年齢、電話番号を書き、2月27日(日)までに生涯学習センター(宇治琵琶45-14)へ 園同センター(☎22-0220)。

市では、病気や事故などの後遺症のため日常生活に支障のある人を対象に「地域リハビリ教室」を実施しています。これは、病気や障害のために家に閉じこもることがないように身近な場所を中心としたリハビリをしてもいいというイメージの今年地域域のボランティアの協力を得て約九十人が教

室に参加し、前向きで生き生きとした生活を送るためにリハビリに励んでくつと体のリフレッシュをさせませんか。

2月6日(日)、開地福祉センターでのリハビリ教室

募集

■「宇治茶DE料理」コンクール

お茶のふると宇治にふさわしいお茶を使った創作料理を募集します。▷応募方法…お茶を使った料理(和・洋・中を問いません)のレシピ(B5判用紙に料理名、4人分の材料・分量、調理法、盛り付け方方法を書いたもの)に、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を書き、3月1日～31日に市観光協会(宇治塔川2、☎23-3334)へ。応募は一人3点まで▷賞金…最優秀賞1点=10万円、優秀賞2点=3万円、入賞5点=1万円。

募 集

■「宇治茶DE料理」コンクール

お茶のふると宇治にふさわしいお茶を使った創作料理を募集します。▷応募方法…お茶を使った料理(和・洋・中を問いません)のレシピ(B5判用紙に料理名、4人分の材料・分量、調理法、盛り付け方方法を書いたもの)に、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を書き、3月1日～31日に市観光協会(宇治塔川2、☎23-3334)へ。応募は一人3点まで▷賞金…最優秀賞1点=10万円、優秀賞2点=3万円、入賞5点=1万円。

宇治市の公園施設の申し込み日が4月分の予約受け付けから変わります。月間調整申請書(申込書)の受け付け期間は、従来の一日間のみの受け付けから、利用日の前月の一日から七日までに分ります。また、月間調整日時(希望日時が重なる場合は)に当事者で調整しますので、必ず申し込みの出席が必要(下)は下表のとおりになります。

施設名	月間調整日時	4月分の場合
黄葉公園野球場	第3日曜午前10時	3/16(日)
西宇治公園多目的運動広場	第3日曜午前11時	
東山公園テニスコート	第3日曜午前11時	
黄葉体育館	第3日曜午後1時	
黄葉ふれあい公園運動場	第3日曜午後1時	
黄葉公園テニスコート【土・日・祝】	第3日曜午後2時	3/17(月)
黄葉公園テニスコート【平日(月～金)】	第3日曜の翌月曜午前10時	

公園施設

申し込み日が変わります

せん(4月分は3月18日(日)かです。申し込み、問い合わせは黄葉体育館(☎33-4000)。

市では、高齢者の皆さんに健康な花作りを楽しむに際して、交流を深めていただくことを目的に、老人園芸ひろばを開設。六十歳以上の老人に無料でお貸ししています。今回は、芝ノ東、宇治大谷、大久保の各園芸ひろばの利用を募集します。▷応募資格…今年四月一日現在、満六十歳以上で宇治市に住民登録か外国人登録



2月6日(日)、開地福祉センターでのリハビリ教室

地域リハビリ教室

参加者募集

市では、病気や事故などの後遺症のため日常生活に支障のある人を対象に「地域リハビリ教室」を実施しています。これは、病気や障害のために家に閉じこもることがないように身近な場所を中心としたリハビリをしてもいいというイメージの今年地域域のボランティアの協力を得て約九十人が教室に参加し、前向きで生き生きとした生活を送るためにリハビリに励んでくつと体のリフレッシュをさせませんか。

2月6日(日)、開地福祉センターでのリハビリ教室

バイク・軽自動車の廃車申請は3月中旬

バイクや軽自動車の税金は毎年、4月1日現在の所有権課税されます。他人への譲渡や廃車、盗難など、現所有していない場合は、3月中旬に手続きを済ませ、手続きが済んでいないと、9年度も課税されることになります。また、取得した時でも、車庫に保管していても、期限間近になると窓口が大変混雑します。手続きはお早めに。

バイク(25cc以下)の手続きは市民税課(☎9192)

バイクや軽自動車の税金は毎年、4月1日現在の所有権課税されます。他人への譲渡や廃車、盗難など、現所有していない場合は、3月中旬に手続きを済ませ、手続きが済んでいないと、9年度も課税されることになります。また、取得した時でも、車庫に保管していても、期限間近になると窓口が大変混雑します。手続きはお早めに。

バイク(25cc以下)の手続きは市民税課(☎9192)

バイクや軽自動車の税金は毎年、4月1日現在の所有権課税されます。他人への譲渡や廃車、盗難など、現所有していない場合は、3月中旬に手続きを済ませ、手続きが済んでいないと、9年度も課税されることになります。また、取得した時でも、車庫に保管していても、期限間近になると窓口が大変混雑します。手続きはお早めに。

老人園芸ひろば

利用者を募集

市では、高齢者の皆さんに健康な花作りを楽しむに際して、交流を深めていただくことを目的に、老人園芸ひろばを開設。六十歳以上の老人に無料でお貸ししています。今回は、芝ノ東、宇治大谷、大久保の各園芸ひろばの利用を募集します。▷応募資格…今年四月一日現在、満六十歳以上で宇治市に住民登録か外国人登録

老人園芸ひろば

市では、高齢者の皆さんに健康な花作りを楽しむに際して、交流を深めていただくことを目的に、老人園芸ひろばを開設。六十歳以上の老人に無料でお貸ししています。今回は、芝ノ東、宇治大谷、大久保の各園芸ひろばの利用を募集します。▷応募資格…今年四月一日現在、満六十歳以上で宇治市に住民登録か外国人登録

ボランティア募集

この教室に参加し、障害者の人と触れ合うボランティアを募集しています。自分のできる範囲で、楽しんで参加していただけます。年齢、性別、資格などは問いません。申し込みは同課へ。

ボランティア募集

この教室に参加し、障害者の人と触れ合うボランティアを募集しています。自分のできる範囲で、楽しんで参加していただけます。年齢、性別、資格などは問いません。申し込みは同課へ。

ボランティア募集

この教室に参加し、障害者の人と触れ合うボランティアを募集しています。自分のできる範囲で、楽しんで参加していただけます。年齢、性別、資格などは問いません。申し込みは同課へ。